

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第13回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第10回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和2年5月27日（水）10時30分～11時40分

2. 場 所：Web会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口専任部長（NHK）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高畠構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、吉田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）

<総務省>

吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、湯本情報流通行政局総務課長、三島情報流通行政局情報通信作品振興課長、市川情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- （1）事務局より、資料1に基づき、著作権の帰属等に関する論点整理について説明が行われた。
- （2）日本動画協会より、資料2に基づき、ガイドライン改訂に関するプレゼンテーションが行われた。
- （3）事務局より、資料3～5に基づき、ガイドライン遵守状況調査にて判明した論点や総務省ガイドラインフォローアップ調査結果等について説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（著作権の帰属等に関する論点整理について）

- 役務委託と情報成果物作成委託の分水嶺は何かということに関し、改正民法で手がかりが与えられており、成果に対する報酬が取り決められておれば請負で、委任であったとしても請負を準用する。これを役務委託か情報成果物作成委託かに分けるとすると、役

務委託であるかは成果に対する報酬が約定されているか、ということである。

- 役務委託は、下請法の対象にならないとしても、独禁法上の優越的地位の濫用の規制もあり得るため、契約の性質をはっきりさせておくということが重要である。
- 役務委託の場合、下請法の発注書がないケースと混同してしまうので、その手続面について明確にしていくべきではないか。
- ここ数か月で見えてもネット配信事業者の強い財務力というのが目に見えているので、いつまでも放送事業者を悪者にする時代でもないという印象である。
- 親事業者と下請事業者の間で十分な協議を行うことが望ましいという点に関し、現実にこの十分な話し合いができるのか、その十分な協議の状況をどう担保していくのか、ということが重要である。
- 法的議論として著作権に関する議論の整理など緻密な作業は重要ではあるが、他方、製作現場では、分類をはっきりさせるということは困難、また、そういう労力を使えないということもあるので、ガイドラインの記述として、注意点や望ましい取組を記述、強調しておくことも重要である。

以上